

「労災診療費算定基準について」新旧対照表

新	旧
<p>都道府県労働局長 殿</p> <p>基 発 第 72 号 昭和51年1月13日 最終改正 基 発 0421 第 1 号 令和8年4月21日</p> <p>厚生労働省労働基準局長</p> <p>労災診療費算定基準について</p> <p>標記については、昭和51年1月13日付け基発第72号（最終改正：令和8年3月26日）により取り扱ってきたところであるが、今般、下記のとおり改め、令和8年6月1日以降の診療に適用するので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。</p> <p>記</p> <p>1 (1) ～ (21) (略)</p> <p>(22) リハビリテーション ア (略) イ 疾患別リハビリテーションについては、リハビリテーションの必要性及び効果が認められるものについては、疾患別リハビリテーション料の各規定の注1のただし書にかかわらず、健保点数表に定める標準的算定日数を超えて算定できるとし、健保点数表の疾患別リハビリテーシ</p>	<p>各都道府県労働局長 殿</p> <p>基 発 第 72 号 昭和51年1月13日 最終改正 基 発 0326 第 14 号 令和8年3月26日</p> <p>厚生労働省労働基準局長</p> <p>労災診療費算定基準について</p> <p>標記については、昭和51年1月13日付け基発第72号（最終改正：令和7年3月25日）により取り扱ってきたところであるが、今般、下記のとおり改め、令和8年6月1日以降の診療に適用するので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。</p> <p>記</p> <p>1 (1) ～ (21) (略)</p> <p>(22) リハビリテーション ア (略) イ 疾患別リハビリテーションについては、リハビリテーションの必要性及び効果が認められるものについては、疾患別リハビリテーション料の各規定の注1のただし書にかかわらず、健保点数表に定める標準的算定日数を超えて算定できるとし、健保点数表の疾患別リハビリテーシ</p>

